

# 市営住宅入居者を募集します《空家募集》

団地名・所在地	募集戸数	建築年度	構造	アンテナ	照明	汚水処理	家賃月額(円)
桜木団地 木造桜木8-2	1戸	平成30	木造平屋連戸 2LDK	○	○	下水道	22,000～ 43,300
桜木団地 木造桜木8-2	1戸	平成26	木造平屋連戸 1LDK	○	○	下水道	14,500～ 28,400
浅井団地 柏桑野木田浅井40-2	1戸	平成17	木造2階建 3DK	○	×	下水道	23,100～ 45,300
かしわ団地 柏桑野木田幾世24-7	1戸	平成15	木造平屋 2LDK	○	×	下水道	21,800～ 42,800
かしわ団地 柏桑野木田幾世24-4	1戸	平成16	木造平屋 2LDK	○	×	下水道	21,400～ 42,100
岩木団地 柏上古川房田152-1	1戸	平成12	木造2階建 2LDK	○	×	共同 浄化槽	20,700～ 40,600
第2岩木団地 柏上古川幾山231-1	1戸	平成13	木造平屋 2LDK	○	×	下水道	21,200～ 41,700
富范2号団地 富范町屏風山1-1873	1戸	平成21	木造平屋 2LDK	○	○	下水道	21,500～ 42,300
ことぶき団地※ 柏桑野木田若宮185	1戸	平成13	木造平屋9連戸 1LDK	○	×	下水道	11,600～ 22,900

※ことぶき団地は高齢者用住宅のため、満60歳以上の方のみ応募可能です。

募集期間	2月17日(火)～2月24日(火) 8時30分～17時(閑庁日を除く) 入居は3月中を予定しています。
申請資格	①現在同居しているか、これから同居しようとする親族がいること（障害者手帳をお持ちの方、満60歳以上の高齢者または1LDKの住宅に入居を希望する者は単身での申し込み可）②申請者の世帯の収入が政令で定める収入基準であること（一般・単身世帯は月額15万8千円以下、裁量世帯（※）は月額21万4千円以下、特公債は月額15万8千円以上48万7千円以下）③市税の滞納がないこと④住宅に困窮していることが明らかなこと⑤独立して生計を営んでいること（離婚を前提とした申込みはできません）⑥暴力団員でないこと（同居予定者を含む） ※裁量世帯とは 「子育て世帯」▶申請者に同居し扶養する小学校就学前の子どもがいる世帯 「高齢者世帯」▶申請者が60歳以上で、かつ同居予定者の全員が60歳以上または18歳未満の世帯 「障害者世帯」▶申請者または同居予定者が身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）、愛護手帳（A・B）の交付を受けている方
必要な書類等	①入居希望申請書（用紙は市役所建築住宅課窓口に設置。ホームページからダウンロードもできます。）②マイナンバーカードまたは通知カード（入居希望者全員分）③住民票（つがる市民の方で個人番号利用に同意した方は提出不要）④過去3年間、市税の滞納がないことの証明書⑤入居者および同居予定者の令和7年分源泉徴収票、または令和8年度市・県民税の申告書の写し⑥運転免許証等の本人確認書類（窓口に来られる方）⑦借家・アパートにお住まいの方は賃貸契約書の写し⑧入居予定者に障害者手帳の交付を受けている方がいる場合は手帳の写し※転入された方や市外にお住まいの方、家族構成によっては、その他の書類が必要となりますので、窓口でご確認ください。
申し込み後	応募書類を審査・選考後に入居の可否を通知します。選考された方は、家賃3ヶ月分の敷金と連帯保証人2人（税滞納のない方で所得のある方）が必要となります。
その他	市営住宅では、いかなる理由があっても犬、猫、鳥などのペットの飼育、一時預かり、餌付けを禁止しています。（アレルギー、糞尿の悪臭、鳴き声、咬傷の危険など、近隣の入居者とのトラブルの原因となるため）

【問い合わせ先】建築住宅課 電話42-2111（内線382、383、386）

# リチウムイオン電池からの火災にご注意を!

## △リチウムイオン電池が使用されている製品の具体例



リチウムイオン電池の市内回収協力店や廃棄方法については、「一般社団法人JBRC」のホームページ(下記QRコード)でご確認ください。



リチウムイオン電池  
リサイクルマーク

## △リチウムイオン電池が出火する前兆

以下の症状が発生した場合は、使用を中止し、製造事業者や販売店に相談しましょう。

- ・リチウムイオン電池が膨らんできた
- ・バッテリーの減りが早い
- ・充電中に電池が異常に熱い
- ・電気機器使用時に異音または異臭がする
- ・充電が最後までできない



## △火災発生時の対応

- ・大きな火災により対処が困難と判断した場合は、直ちに避難するとともに119番通報する。
- ・火花や煙が激しく噴出している場合は、近寄らない。
- ・火花や煙の勢いが収まつたら、消火器や大量の水で消火する。
- ・消火後、安全に配慮し可能であれば水没させる。



【問い合わせ先】市消防本部予防課 電話42-7744

# 突然の電話に注意! 詐欺電話の特徴を確認しましょう

詐欺電話は、ある日突然かかってきます。「自分はだまされない」と思っていても、誰もが被害に遭う可能性があります。万が一に備え、詐欺電話の特徴を今一度確認しましょう。

## 【特徴1】相手は、さまざまな肩書き(偽の肩書き)を名乗ります。

相手が名乗る偽の肩書きの例(※これだけとは限りません!)

- ・「警察官」「検察官」「厚生労働省」「総務省」「市役所」など
- ・「NTT」「NTTファイナンス」などの著名な会社名



## 【特徴2】電話に出ると、自動音声(機械の声)が流れることができます。

自動音声の例

- ・「電話(保険証)が使えなくなります。」
- ・「未納料金が発生しているため、法的措置に移行いたします。」
- ・「オペレーターにおつなぎする場合には、○番を押してください。」



## 【特徴3】さまざまうそを言ってお金をだまし取ろうとします。

うその例

- ・「あなたの通帳が、犯罪に利用されています。」
- ・「この後、警察(検察官)からあなたに電話が行きます。」
- ・「あなたの名義の携帯電話の契約があり、不正利用されています。」
- ・「○○県で、あなたの名前で、違法な薬が処方されています。」



## 【特徴4】「+」から始まる電話番号など、国際電話番号からかかってくることが多いです。

※着信時に、日本国内の電話番号が表示される場合もありますので、ご注意ください。

不審な電話には応じず、すぐに切って警察や消費生活センターへ相談しましょう。

電話番号を事前に確認できる設定を活用し、「+」から始まる番号や見慣れない番号、非通知の電話には出ないよう注意し、固定電話は留守番電話を活用しましょう。

## 【問い合わせ先】

五所川原市消費生活センター 電話0173-33-1626または消費者ホットライン「188(いやや)」まで